

令和2年第2回臨時会

天栄村議会会議録

令和2年4月23日 開会

令和2年4月23日 閉会

天栄村議会

令和2年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（4月23日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
選挙管理委員会委員及び補充員選挙	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
日程の追加	12
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	14

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第2回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年4月23日（木曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙
日程第 5 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 6 議案第2号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 8 議案第4号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山	晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠	さつき 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君

教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 石 井 大 輔
事 務 局 長

書 記 森 步

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和2年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和2年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大 浦 トキ子君

4番 小 山 克彦君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時より議会運営委員会を開催いたし、令和2年天栄村議会第2回臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日4月23日1日限りと決定を見まし

たので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集挨拶。

村長より令和2年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 皆様こんにちは。

本日、ここに令和2年天栄村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告及び承認など3議案をご審議願うものであり、その大要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する費用を計上した令和2年度天栄村一般会計補正予算を専決処分したため報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号 天栄村学校給食センター設置条例の一部改正であります。給食センターの改築により施設の位置が変更となったため改正するものであります。

議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、消防ポンプ積載車の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年4月23日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎選挙管理委員会委員及び補充員選挙

○議長（服部 晃君） 日程第4、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については議長が指名することに決定しました。

それでは、まず選挙管理委員に、廣瀬直利君、大木邦明君、石井一美君、小山孝次君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました廣瀬直利君、大木邦明君、石井一美君、小山孝次君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第1順位、伊藤義則君、第2順位、小針法夫君、第3順位、小山英正君、第4順位、佐藤市郎君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員補充員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、伊藤義則君、第2順位、小針法夫君、第3順位、小山英正君、第4順位、佐藤市郎君、以上の方々が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

ここで、資料配付のため暫時休議いたします。

(午後 1時37分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時38分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年4月23日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について。

次のページをお願いいたします。

専決第3号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,930万円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月10日、天栄村長、添田勝幸。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額930万円。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額933万5,000円。10節から17節まで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の経費としまして予算化したものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万5,000円の減でございます。

補正の理由をご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、早急な防止対策と行政サービスの確保を図る必要があり、議会を招集する時間的余裕もなかったことから補正予算の専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 需用費の中で、消耗品費、これ消耗器材となっているんですが、具体的に何で530万使ったんだか。あと、工事請負費が203万5,000円ありますが、多分これは、へるすびあの何かを改造したと思うんですけども、それも具体的に説明がなかったんで、お願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えをいたします。

10節の需用費につきましては、まず、マスク関連。マスクの購入を注文しておりまして、約430万円ほど、約6万4,000枚を注文しておるものでございます。こちらマスクにつきましては、大人子ども用いろいろ混ざっておりますが、そちらのマスクの関連です。

また、そのほかにアルコール消毒等の液剤等で60万円ほど。

そのほかにつきましては、3階に執務室を分散ということで設けさせていただきました中で、パソコン関連の配線ですとか、モール等の事務用品等で50万円というところで計上をさせていただいております。

それから、14節の工事請負費につきましては、まず4つほどございまして、執務室の分散ということで、3階に環境を整えるための電話工事、こちら6回線。あと、生涯学習センターのほうで1回線設けたもので、こちらで40万円ほど。

それと、総務課にテレビ会議のシステムがございまして、今般、会議等が、県のほうとの会議もできませんので、テレビで行っているというところがあるんですが、こちらの場所を隣の応接室のほうに移すという工事がございまして、こちらで80万円ほど。

それと、1階窓口のところでございますが、2階にもありますけれども、飛沫の感染防止の対策工事というところと、これから発注をしておるんですが、アクリル板、今現在はビニールで応急的に張らせていただいておりますが、アクリル板の工事等含めまして30万円ほど。

あとは、教育課のほうの間仕切りでございますが、こちら職員執務の分散を図るために間仕切りを撤去いたしまして、広げる工事等で44万円ほどで、合計で203万5,000円を計上しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 1 番。

○1 番（北島 正君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、渡部勉君。

○7 番（渡部 勉君） 今の回答の中でマスクを発注されたということですが、これはどういうことですか。6 万何千枚というのは、村民に配るとかそういう目的ですか。それとも、何か村で予備として在庫しておくとかそういうことでしょうか。ちょっと説明してください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） はい、お答えいたします。

最終的には村民に配るものとしてストックしておるものでございますが、私が今懸念しているのは、先日も緊急地震速報が鳴ったり、あとはこの時期にしては豪雨が続きたりというようなことで、このウイルス感染症が広がっている中で、万が一、避難所の開設等々があったり、あとは、また村内においては感染している方はおりませんが、いざ感染が子どもたち、あとは、その集落等々なった場合にいつでもその対策としてマスクが必要となってくるものですから、そのための購入に充てた、そして、ストックしておくマスクでございます。

また、なかなかマスクが手に入らないというような状況で、ようやく今、市中にも少しずつ回ってはきましたが、村でもなかなかそこまでのストックができないというような状況で、いち早くこの感染症予防のためにはマスクが重要だというようなことで、村でストックをしておいて、緊急時には村民のほうに配ってその対策に使うというような使途でございます。

○7 番（渡部 勉君） はい、分かりました。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） 大体分かったのですが、やっぱり、村長まで来て内容分かるような説明じゃなくて、最初からもう少しこういう具体的によく説明してください。私も聞くけれども。最後の備品の200万だっけか。これは何の費用だか内容を教えてください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えをいたします。

備品につきましては、今般、殺菌剤、消毒等がなかなか手に入らないという状況もございまして、うちのほうで用意しましたのは、衛生水の浄水生成器、消毒用の1台購入したものが20万円ぐらいのものがあります。

また、そちらのほか、今回執務室を分けるという状況の中で、電話機のほうを新たに開設しておりまして、こちらの費用が3階のほうで6台分。それとあとは、椅子や棚など。

あとは、教育課につきましては、仕切りのパネルなどを含めまして合わせて200万円を計上させていただいているところです。

- 6番（揚妻一男君） さっきの工事費とは別ね。
- 住民福祉課長（北嶋さつき君） はい、別でございます。
- 6番（揚妻一男君） はい、分かりました。
- 議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第6、議案第2号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

- 教育課長（関根文則君） 議案第2号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村学校給食センター設置条例の一部を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年4月23日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例。

天栄村学校給食センター設置条例（昭和56年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条」に、「第5条の2」を「第6条」に改める。

第2条第2号中「5番地」を「5番地6」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第2号説明資料により、提案理由をご説明申し上げます。

主に3つの内容について改正するもので、1点目が、設置条例の根拠となる引用法令を地方自治法第244条第1項の公の施設から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の教育機関とすること。

2点目が、学校給食法の改正により生じていた条ずれによる修正。

3点目に、老朽化に伴う改築工事を実施し、竣工を迎えた学校給食センターの登記が完了し、所在地番が変更となったことにより改正するものであります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月23日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、小型動力ポンプ積載車1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、679万8,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、61万8,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市久留米3丁目27番地。

氏名、株式会社ホシノ郡山支店。支店長、六角篤。

議案説明資料の2ページをお開き願います。

まず、2ページ目が購入仮契約書でございます。

令和2年4月16日付で、株式会社ホシノ郡山支店と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

こちら入札経過書でございます。入札の日時でございますが、令和2年4月15日に入札を実施、その経過書でございます。

次のページ、お願いいたします。

入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次のページをお願いいたします。

5ページ目が、今回購入します小型動力ポンプ積載車の概要でございます。

購入物品、小型動力ポンプ積載車1台。シャーシ、トヨタトヨエース。

今回の購入につきましては、車両のみの購入となります。小型動力ポンプにつきましては平成30年度に更新しておりますので、申し添えておきたいと思っております。

納入場所、天栄村大字白子字東田地内（4分団第2班消防屯所）。

納入期限、令和2年12月11日。

購入金額、税込み679万8,000円。

こちらの更新の理由でございますが、4分団第2班の小型動力ポンプ積載車につきましては購入が平成10年3月26日ございまして、購入後23年目を迎えております。このため、経年劣化等も著しくなってきたことにより、今回更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際日程に追加し議題といたしたいと思いが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 1時59分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第4号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第4号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について
ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億440万円とする。

令和2年4月23日提出、天栄村長、添田勝幸。

12ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額510万円。

次のページをお願いいたします。

歳出、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額145万2,000円。内訳でございますが、1節報酬費につきましては営農指導員報酬としまして、5月から3月までの間の週2日分としまして計上しております。

8節旅費でございますが、こちらにつきましては通勤手当として計上しております。

13節使用料及び賃借料でございますが、こちらにつきましては営農指導員が利用しますリース車両の借上げとして計上しているものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額370万円。18節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては支援金としまして旅館等24件分、飲食業20件分、さらに支援補助金としまして商工会事務費補助としまして計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5万2,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和2年4月23日招集の令和2年第2回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月10日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 小 山 克 彦

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
選挙1号	選挙管理委員会委員及び補充員選挙	4月23日	指名推選
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月23日	原案承認
2号	天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	4月23日	原案可決
3号	財産の取得に関し議決を求めることについて	4月23日	原案可決
4号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	4月23日	原案可決